

受検者・保護者の皆さんへ

山形県教育委員会

令和5年度山形県公立高等学校推薦入学者選抜及び中高一貫教育における連携型入学者選抜における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のお願い

令和5年度山形県公立高等学校入学者選抜において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底を図るため、以下の点について留意していただくとともに、受検に向けて体調管理に万全を期すようお願いします。

1 受検日までの健康管理等について

- (1) 毎朝の検温や健康観察の実施、手洗い、マスクの着用、換気の徹底など、感染防止対策への取組みをお願いします。
- (2) 不要不急の外出の自粛、三密を避けるなどの対策を取るようお願いします。
- (3) 発熱・咳等の症状(※)が見られる場合は、あらかじめ医療機関を受診し、医師等の指示に従ってください。

※ 発熱・咳等の症状とは、37.5度以上の発熱がある。息苦しさ(呼吸困難)がある。強いだるさ(倦怠感)がある。味覚障害や嗅覚障害がある。咳の症状や咽頭痛が続いている。等

2 受検日当日の感染防止対策について

- (1) 検査会場では、昼食時を除き、原則として不織布製マスクの着用をお願いします。なお、事情によりマスクを着用できない場合は、事前に志願先高等学校に在籍中学校等を通じて申し出てください。
- (2) 検査室の換気を適宜実施します。そのため、室温が低くなる場合もありますので重ね着で調節できるようにするなど、防寒対策をお願いします。
- (3) 休憩時間、トイレの使用時、昼食時には、できる限り他者との接触、会話を控えてください。
- (4) 各検査室付近に消毒液を準備しますので、手指消毒の徹底をお願いします。
- (5) 発熱・咳等の症状のある場合は、検査監督者等に申し出てください。
- (6) 検査会場から出る際には、昇降口の混雑を防ぐため、係の誘導に従ってください。
- (7) 付添者の控室は、原則として設置しません。なお、事情により控室の必要がある場合は、中学校等を通じて志願先高等学校にご相談ください。

3 新型コロナウイルス感染症の感染者または感染者の濃厚接触者(※)となった場合について

※ 以下のような場合、濃厚接触者に該当する可能性がある。なお、濃厚接触者に該当するかどうかは、医療機関の判断による。

ア 感染者と同居している場合(例：家族等)

イ 感染可能期間(症状がある場合は発症日の2日前から、無症状である場合にはその検査日の2日前から療養終了まで)に、以下のような状況が1つでもある場合

例：感染者と1m以内でマスクの着用なしで15分以上接触(食事など)した場合

例：通気状況の悪い場所で感染者と長時間接触(会議、個室での作業、車での移動等)した場合

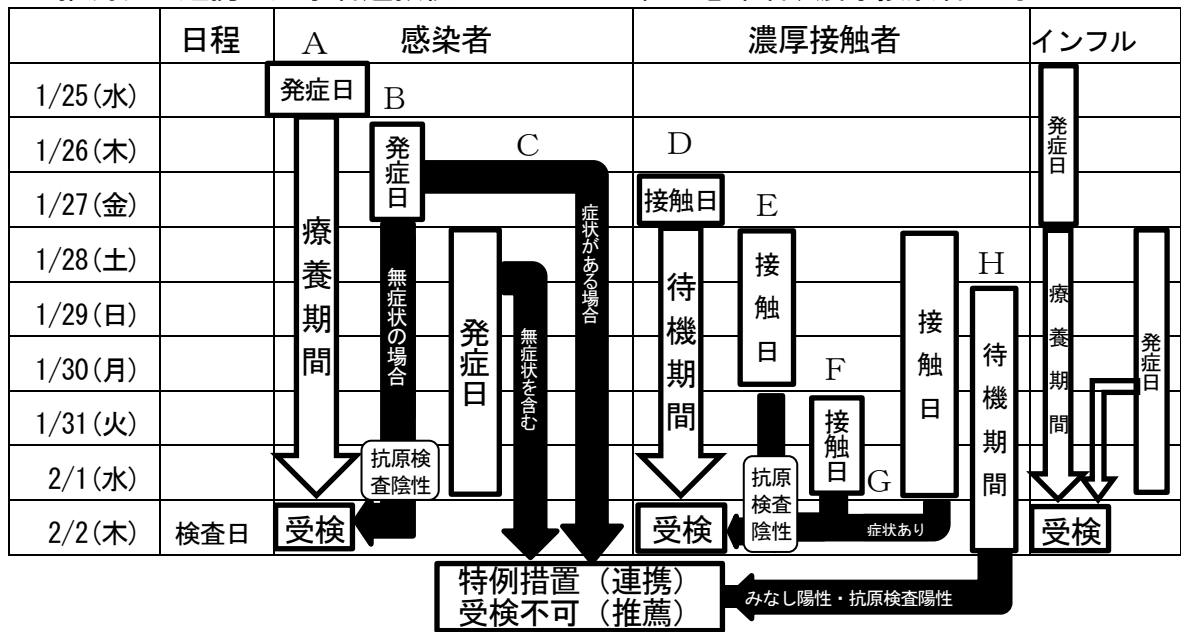
以下の表の、「受検者の症状」から「受検の可否」について確認し、「受検不可」、「別室で受検」のいずれかに該当する場合は、その旨を速やかに在籍中学校等に電話で連絡してください。中学校長から志願先高等学校へ連絡をします。

なお、抗原検査については、各自で検査キットを購入して実施してください。また、新型コロナウイルス感染症の感染者で症状がある場合は、発症日または陽性と確認された日から10日間が経過するまで、感染者で無症状の場合は7日間が経過するまで、感染者の濃厚接触者の場合は7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、これらの状況に該当する受検者は、志願先高等学校までの移動について、往復ともに公共交通機関の使用を控えてください。

○推薦及び連携型入学者選抜における受検者の症状等に応じた受検の可否等について

| 受検者の状況 | | 受検の可否 | 備考 |
|---|---|----------------|----------------|
| 感染者 | A 1月25日(水)以前に発症またはウイルス検査で陽性と判定され、かつ、症状軽快後24時間経過した場合 | 通常通り受検 | |
| | B 1月26日(木)から27日(金)の間にウイルス検査で陽性と判定されたが、症状がなく、2月1日(水)の朝の抗原検査で陰性だった場合 | 通常通り受検 | 陰性確認書提出 |
| | C ・1月26日(木)以降に発症またはウイルス検査で陽性と判定され、症状がある場合 ・1月28日(土)以降に発症またはウイルス検査で陽性と判定された場合(無症状を含む) ・1月25日(水)以前に発症またはウイルス検査で陽性と判定され、検査実施日も症状軽快しない場合 | 受検不可 | 連携型入選のみ特例措置対象者 |
| 濃厚接触者 | D 1月27日(金)以前が、最終接触日であり、かつ症状がない場合 | 通常通り受検 | |
| | E 1月28日(土)から30日(月)の間が最終接触日であり、かつ症状がなく、最終接触日を0日目と数えて、2日目、3日目の抗原検査で陰性だった場合 | 通常通り受検 | 陰性確認書提出 |
| | F 1月31日(火)から2月1日(水)の間が最終接触日であり、かつ症状がなく、2月1日(水)、2日(木)の朝に実施した抗原検査で陰性だった場合 | 別室4で受検 | 陰性確認書提出 |
| | G 検査日が待機期間中で、検査日に発熱・咳等の症状があるものの、抗原検査で陰性である場合 | 別室2で受検 | 陰性確認書提出 |
| H ・検査日が待機期間中で、発熱・咳等の症状があり、医師により「みなし陽性」と判断された場合 ・検査日が待機期間中で、発熱・咳等の症状があり、抗原検査で陽性である場合 | 受検不可 | 連携型入選のみ特例措置対象者 | |
| I インフルエンザ等の感染症に感染した場合 | 別室1で受検 | | |
| J 当日、発熱・咳等の症状(※)がある場合 | 別室2で受検 | | |
| K その他(上記I Jを除く)の体調不良等の場合 | 別室3で受検 | | |

○ 推薦及び連携型入学者選抜検査日までの日程と感染者、濃厚接触者の対応について



上記表のB、E、F、Gに該当する受検者は、「新型コロナウイルス感染症に係る抗原検査陰性確認書」(別紙様式1)を、検査当日に、志願先高等学校に提出してください。当日忘れた場合は、後日提出してください。

4 特例措置について

推薦入学者選抜検査実施日に、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者となり「受検不可」となった受検者については、特別な措置を講じません。

中高一貫教育における連携型入学者選抜検査実施日に、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者となり「受検不可」となった受検者(3の表のC、Hに該当する受検者)については、「令和5年度山形県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者の特例措置による選抜に係る実施要項」に基づき選抜を実施します。

選抜の方法については、各高等学校の特色に配慮しつつ、「学習のまとめ」を資料として、能力・適性等を総合的に判断し、入学定員とは別に可否を判定します。

特例措置による選抜を志願する者の保護者は、以下に従い対応してください。

○提出物 「志願する者が特例措置に該当することを証明する書類(※)」

※ 医療機関から配布される書類、または本県が設置する陽性者健康フォローアップセンターから送られた「登録確認通知メール」の写し

○提出期限 在籍中学校長が定める期日

○提出先 在籍中学校長

○その他 ①在籍中学校長から志願先高等学校校長への提出メ切は、令和5年2月6日(月)正午です。遅れないように準備してください。

②特例措置の対象者として承認された場合は、「新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置承認通知書」が在籍中学校に送付されます。

5 当日、発熱・咳等の症状のある場合について

新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（3の表のC、Hの受検者）に該当せず、発熱・咳等の症状があったり、インフルエンザ等に罹患している場合は、別室で受検することになります。検査日前日まで判明している場合、受検者の保護者は、その旨を速やかに在籍中学校等に連絡をしてください。中学校長から志願先高等学校へ連絡をします。検査日当日に症状がある場合には、受検者が、志願先高等学校に申し出てください。

6 合格発表について

合格発表については、令和5年3月17日（金）の各高等学校の発表時刻に、合格者の受検番号を、各高等学校用の合格発表専用Webサイトで公表するとともに、各高等学校が指定する場所に掲示します。「密」を防ぐため、原則としてWebサイトにアクセスして合否を確認してください。Webサイトへのアクセス方法は、受検票を交付する際に中学校を通じてお知らせします。

なお、合格内定者へは、令和5年2月9日（木）以降に、在籍中学校長から「合格内定通知書」が送付されます。

7 その他

今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、追加的な対応を行う場合は、各中学校等を通じて志願者へ速やかに周知するとともに県教育庁高校教育課ホームページへ掲載します。

<山形県教育庁高校教育課 高等学校入学者選抜情報>

[URL:https://www.pref.yamagata.jp/bunkyo/kyoiku/gakkoukyouiku/koto/h25nyuusemkankei/index.html](https://www.pref.yamagata.jp/bunkyo/kyoiku/gakkoukyouiku/koto/h25nyuusemkankei/index.html)

